

発 行 者 情 報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年9月30日

【発行者の名称】

株式会社バリューソフトホールディングス
(Value Soft Holdings Corporation)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 酒井 雅美

【本店の所在の場所】

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー21階

【電話番号】

03-6453-0303

【事務連絡者氏名】

グループ管理部部長 滝沢 克彦

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白 井 恒 太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO P R O M a r k e t
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社バリューソフトホールディングス

<https://www.valuesofthd.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期 中間連結 会計期間	第5期 中間連結 会計期間	第3期	第4期
決算年月	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2026年1月1日 至2026年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	696,661	771,911	1,387,421	1,454,304
経常利益 (千円)	40,427	28,014	64,460	79,364
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	27,759	18,573	46,579	58,063
中間包括利益又は包括利益 (千円)	27,759	18,573	46,579	58,063
純資産額 (千円)	232,971	281,849	205,212	263,275
総資産額 (千円)	505,033	563,822	500,607	567,022
1株当たり純資産額 (円)	2,329.72	2,818.50	2,052.12	2,632.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	277.59	185.74	465.79	580.63
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.1	50.0	41.0	46.4
自己資本利益率 (%)	12.6	6.8	25.6	24.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	10.3
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	15,412	3,259	62,061	76,220
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,311	—	△6,504	△1,311
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△9,996	△9,996	△24,674	△19,992
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	323,517	367,593	319,412	374,329
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	145 〔5〕	149 〔6〕	144 〔5〕	141 〔7〕

- (注) 1. 第4期より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、第3期、第4期中間期については、当社株式が非上場であったことから、記載しておりません。また、第5期中間期については、株式売買の実績がなく、株価の算定ができないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
5. 当社は、2025年9月2日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首にて当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
6. 第3期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第4期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けております。
7. 第4期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第5期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

事業分野の名称	従業員数(人)
ソリューション開発事業	140 [6]
全社（共通）	9 [-]
合計	149 [6]

- (注) 1. 当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員も含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、グループ管理に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
9	38.4	2.7	5,604

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 経営成績に関する説明

当中間連結会計期間における情報サービス業界を取り巻く事業環境は、生成AIをはじめとする先端技術の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、クラウドサービスの普及及びサイバーセキュリティ対策の高度化を背景として、企業のIT投資は引き続き堅調に推移いたしました。また、業務システムの刷新やクラウド環境への移行、デジタル技術を活用した業務改革への需要が幅広い業種において拡大し、情報サービス需要は総じて堅調に推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループは、ソフトウェア開発を中核として、システムインテグレーション、ITインフラ構築、システムエンジニアリングサービス（SES）等の情報サービスを提供し、顧客企業の情報化投資及びDX推進を支援してまいりました。また、企画・設計・開発から運用・保守まで一貫したサービスを提供することで、多様化・高度化する顧客ニーズに対応し、品質と信頼性を重視したシステム開発に取り組んでまいりました。

さらに、生成AIをはじめとする先端技術の活用を推進するとともに、開発体制の強化、品質及び生産性の向上、人材育成並びにグループ各社の連携強化によるシナジー創出に取り組み、持続的な成長基盤の強化に努めてまいりました。

今後も、市場環境や技術動向の変化を的確に捉え、高品質な情報サービスの提供を通じて、顧客企業の持続的な成長に貢献するとともに、当社グループの企業価値の向上に努めてまいります。

このような結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、受注環境が良好に推移したことから、売上高771,911千円（前年同期比10.8%増）となったものの、売上原価及び販売費及び一般管理費の増加により、営業利益23,079千円（前年同期比27.6%減）、経常利益28,014千円（前年同期比30.7%減）、親会社株主に帰属する中間純利益18,573千円（前年同期比33.1%減）となりました。

なお、当社グループは、ソリューション開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ6,736千円減少し、367,593千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な増減要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は、3,259千円（前年同期は15,412千円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益28,014千円、仕入債務の増加額3,751千円などの資金増加要因があった一方で、法人税等の支払額13,806千円、未払消費税等の減少額5,196千円、預り金の減少額4,261千円、未払費用の減少額4,229千円などの資金減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において重要な投資活動がなかったため投資活動による資金の変動はありません。なお、前年同期は、1,311千円の減少でありました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により減少した資金は、9,996千円（前年同期は9,996千円の減少）となりました。これは、長期借入金の返済による支出であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて、分野別に記載しております。

(1) 生産実績

生産実績については、製造業を行っておりませんので該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績は、次のとおりであります。

分野別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システム開発	776,592	110.7	7,800	107.1
合計	776,592	110.7	7,800	107.1

(注) システム製品開発については、自社開発案件であり提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため対象外としております。

(3) 外注実績

当中間連結会計期間における外注実績は、次のとおりであります。

分野別	外注高(千円)	前年同期比(%)
システム開発	207,527	146.2
合計	207,527	146.2

(注) システム製品開発については、自社開発案件であり提供するサービスの性格上、外注実績の記載になじまないため対象外としております。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

分野別	売上高(千円)	前年同期比(%)
システム開発	770,808	110.8
システム製品開発	1,103	122.1
合計	771,911	110.8

(注) 1. 子会社間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
株式会社日立製作所	187,991	27.0	192,785	25.0
TIS株式会社(注)	191,448	27.5	169,649	22.0
株式会社電通総研	96,026	13.8	157,158	20.4

(注) TIS株式会社は、2026年7月1日付けで、TISI株式会社に社名変更しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題については、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

< J-Adviser契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

< J-Adviser契約解除に関する条項 >

当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態になった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再生計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払い不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次に該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再生計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合、その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の連携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が判断した場合

⑧発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

- b 当社が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる株の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社がTOKYO P R O M a r k e t に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO P R O M a r k e t の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

< J - A d v i s e r 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

①当社又は同社が、J - A d v i s e r 契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他 J - A d v i s e r 契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J - A d v i s e r 契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により J - A d v i s e r 契約期間中いつでも J - A d v i s e r 契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより J - A d v i s e r 契約を解除することができる。

③ J - A d v i s e r 契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社は J - A d v i s e r 契約を解除する旨を（株）東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本書公表日現在において、J - A d v i s e r 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たりましては、財政状態及び経営成績に影響を与える会計上の見積りを行う必要があります。当社グループはこの見積りを行うに当たり、過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ3,200千円減少し、563,822千円となりました。これは主に、仕掛品が1,550千円、繰延税金資産が2,594千円増加したものの、現金及び預金が6,736千円減少したことによるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ21,774千円減少し、281,972千円となりました。これは主に、買掛金が3,751千円増加したものの、長期借入金が9,996千円、未払費用が4,229千円、未払法人税等が3,554千円、未払消費税等が5,196千円、預り金が4,261千円減少したことによるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ18,573千円増加し、281,849千円となりました。これは、利益剰余金が18,573千円増加したものであります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)経営成績に関する説明」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要は、人件費、消耗品費、外注費及び上場維持にかかる人件費、外部委託費用等であります。

これらの費用については、自己資金により支出していく予定であります。自己資金については、すべて銀行預金としておりますので、すべての支出について迅速かつ確実に対応できるよう資金の流動性を確保しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000	300,000	100,000	100,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	400,000	300,000	100,000	100,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	100,000	—	100,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数 に対する 所有株式数 の割合(%)
酒井 雅美	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	89,300	89.3
小暮 恭一	埼玉県草加市	5,000	5.0
安田 敦	北海道札幌市中央区	2,000	2.0
田中 秀哉	東京都中野区	2,000	2.0
植木 准	愛知県名古屋市中昭和区	800	0.8
奥園 孝二	神奈川県横浜市栄区	400	0.4
岩下 隆祐	大阪府大阪市中央区	400	0.4
株式会社マクティズム	大阪府大阪市中央区大手通2丁目3-14 ソムラ大手通ビル201	100	0.1
計	-	100,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,000	1,000	株主としての権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 100,000	-	-
総株主の議決権	-	1,000	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2026年1月から2026年6月までにおいては、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表後、当中間会計期間における発行者情報公表までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 退任役員

取締役CFO小澤修氏は、2026年4月30日をもって辞任により退任しております。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	374,329	367,593
売掛金	142,699	143,691
仕掛品	669	2,220
その他	6,614	5,784
流動資産合計	524,313	519,289
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,586	3,425
工具、器具及び備品（純額）	1,245	1,016
有形固定資産合計	4,832	4,441
無形固定資産		
その他	193	193
無形固定資産合計	193	193
投資その他の資産		
投資有価証券	10,250	10,250
差入保証金	21,473	21,093
繰延税金資産	5,959	8,554
投資その他の資産合計	37,683	39,898
固定資産合計	42,709	44,533
資産合計	567,022	563,822

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	75,586	79,337
1年内返済予定の長期借入金	19,992	19,992
未払費用	83,841	79,611
未払法人税等	15,491	11,936
未払消費税等	28,808	23,611
預り金	20,487	16,225
賞与引当金	11,271	11,829
その他	8,245	9,400
流動負債合計	263,723	251,944
固定負債		
長期借入金	40,024	30,028
固定負債合計	40,024	30,028
負債合計	303,747	281,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	163,275	181,849
株主資本合計	263,275	281,849
純資産合計	263,275	281,849
負債純資産合計	567,022	563,822

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
売上高	696,661	771,911
売上原価	540,911	612,428
売上総利益	155,750	159,482
販売費及び一般管理費	※ 123,875	※ 136,403
営業利益	31,874	23,079
営業外収益		
受取利息	105	285
受取配当金	270	270
助成金収入	8,495	4,133
その他	87	571
営業外収益合計	8,958	5,261
営業外費用		
支払利息	406	326
営業外費用合計	406	326
経常利益	40,427	28,014
税金等調整前中間純利益	40,427	28,014
法人税、住民税及び事業税	12,730	12,035
法人税等調整額	△62	△2,594
法人税等合計	12,667	9,441
中間純利益	27,759	18,573
親会社株主に帰属する中間純利益	27,759	18,573

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
中間純利益	27,759	18,573
その他の包括利益	—	—
中間包括利益	27,759	18,573
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	27,759	18,573
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	40,427	28,014
減価償却費	1,167	390
受取利息及び受取配当金	△375	△555
支払利息	406	326
助成金収入	△8,495	△4,133
売上債権の増減額(△は増加)	987	△991
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,459	△1,550
仕入債務の増減額(△は減少)	△7,848	3,751
未払費用の増減額(△は減少)	△3,256	△4,229
預り金の増減額(△は減少)	△2,462	△4,261
賞与引当金の増減額(△は減少)	30	558
未払消費税等の増減額(△は減少)	△4,192	△5,196
その他	3,494	580
小計	18,421	12,702
利息及び配当金の受取額	375	555
利息の支払額	△406	△326
助成金の受取額	8,495	4,133
法人税等の支払額	△11,473	△13,806
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,412	3,259
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,311	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,311	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△9,996	△9,996
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,996	△9,996
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,105	△6,736
現金及び現金同等物の期首残高	319,412	374,329
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 323,517	※ 367,593

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
役員報酬	42,120千円	40,880千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
現金及び預金	323,517千円	367,593千円
現金及び現金同等物	323,517	367,593

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、外部顧客への売上高を分解した情報は以下の通りです。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
一時点で移転される財及びサービス	74,145	166,258
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	622,516	605,652
顧客との契約から生じる収益	696,661	771,911
外部顧客への売上高	696,661	771,911

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	277.59円	185.74円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	27,759	18,573
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	27,759	18,573
普通株式の期中平均株式数(株)	100,000	100,000

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2025年9月2日付けで普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。
前中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり中間純利益」を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月28日

株式会社バリューソフトホールディングス
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 大 樹

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューソフトホールディングスの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューソフトホールディングス及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。